

# 4月から 国民健康保険が 変わります

皆さんが安心して医療を受けられるために、国民皆保険が持続できるよう、医療保険制度の見直しが行われます。ご理解とご協力をお願いします。

※問合せ先…国民健康保険課(☎2218124 / FAX2212954)

## ポイント1

義務教育就学前のお子さんの自己負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学(小学校入学)前」までに拡大されます。



## ポイント2

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受ける75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般の国保の加入者になります。

## ポイント3

療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上の人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上になります。



## ポイント4

70歳以上75歳未満(現役並み所得者以外)の人の自己負担割合の引き上げが据え置かれます

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合は、平成20年4月から原則2割、現役並み所得者3割となる予定でしたが、現役並み所得者以外の人について平成20年度は1割に据え置かれることになりました。

現在、現役並み所得者以外の人には平成20年4月から2割負担が記載された高齢受給者証を交付していますが、平成21年3月までは1割負担と記載された高齢受給者証を今月下旬ごろに送付します。



# 国民健康保険証を 更新します

今の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は3月31日までになっています。4月から使用する新しい保険証は個別に郵送(配達記録郵便・受け取りに印鑑が必要)で送ります。郵送時期は、今月中旬から下旬を予定しています。

留守などで新しい保険証を受け取ることができなかった場合は、一定期間郵便局で保管します。それ以降は市役所の窓口でお渡しします。古い保険証が身分を証明するものと印鑑を持参し、市役所へおいでください。

また、保険証と一緒に国民健康保険料所得申告書を送ります。同じ世帯の国保加入者の所得やその種類など当てはまるところを記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。

※平成20年度から、75歳以上(一定の障がいのある人は65歳以上)の人が加入する「後期高齢者医療制度」が実施されることおよび退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になったことに伴い、次の人の保険証は3月31日前の有効期限を記載します。

①現在、退職者医療制度の保険証を使用している、年度途中で65歳になる人

↓一般の保険証で65歳の誕生日の属する月(1日生まれの人は前月)の末日まで退職者医療であることを記載した保険証

②年度途中で75歳になる人

↓有効期限が75歳の誕生日の前日の保険証(75歳になるまでに後期高齢者医療の保険証を送付します)

## 異動の届出をお願いします

3月から4月は、進学、就職、退職、引越しなどで異動が多い時期です。

住所を変更した、保険が変わったなどの異動があったら、速やかに届け出てください。



届出が遅れると、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、保険料をほかの社会保険と二重に支払ったり、制度が違う保険で支払った医療費を全額返還しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

## 国保料の納付は口座振替で

平成19年中の国保料の納付はお済みですか。

ついつつかり保険料を納め忘れないために、簡単に便利な口座振替をおすすめします。

- ・預金(貯金)通帳
  - ・通帳の届印
  - ・保険料の納付書
- を持ち、倉吉市指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込みをしてください。

※問合せ先…国民健康保険課(☎22-18124 / FAX 22-2954)



# 後期高齢者医療被保険者証を交付します

※問合せ先… 国民健康保険課(☎2218124 / FAX2212954)

## 後期高齢者医療の保険証を、 3月中旬に郵送します

### 保険証

75歳以上(一定の障がいのある人は65歳以上)の人が適用を受ける現在の「老人医療制度」は3月で廃止され、4月から新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。これに伴い、現在加入中の国民健康保険・被保険者保険の保険証は「後期高齢者医療被保険者証」に変わります。

4月から使う新しい保険証は、個別に郵送(配達記録郵便・受け取りに印鑑が必要)で送ります。郵送時期は、今月中旬を予定しています。

留守などで新しい保険証を受け取ることができなかった場合は、一定期間郵便局で保管します。

それ以降は市役所の窓口

### 資格

現在、65歳以上75歳未満の人で、申請により障がいの認定を受け、老人医療制度の対象となっている場合、4月以降「後期高齢者医療制度」に加入することになります。この障がいの認定申請は撤回することができます。

3月31日までに市に申請の撤回を申し出ると、4月1日以降は後期高齢者医療制度に加入せず(3月31日までは老人医療制度の対象)、今の国民健康保険または被保険者保険に引き続き加入し、今の医療保険で医療を受けることもできます。

障がいの認定の撤回を検討する場合は、保険料の負担額、医療機関への受診状況、自己負担額などの影響範囲を考慮して判断する必要があります。

不明な点などがありましたらお問い合わせください。

### 保険料

●被保険者一人ひとりが保険料を納めます。

●1人当たりの保険料の額は、所得に応じた「所得割」と被保険者が等しく負担する「被保険者均等割」との合計額になります。

●低所得世帯に属する場合、均等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

●被用者保険(健康保険や共済保険など)の被扶養者として、これまで保険料を負担してこなかった人については、激変緩和の観点から、制度加入から2年間、被保険者均等割額を5割軽減し、所得割は賦課しません。

●平成20年度は、さらに特別措置として、4月から9月までの間の保険料を徴収しません。また10月から平成21年3月までの間の保険料は被保険者均等割を9割軽減する措置が取られます。

個人の保険料額

$$\text{均等割額 (被保険者が均等に負担する額)} + \text{所得割額 (被保険者の所得に応じて負担する額)} = \text{個人の保険料額}$$

(被保険者の総所得金額など<sup>(※)</sup> - 33万円) × 7.75%

41,592円

※総所得金額などとは、「年金収入-公的年金控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などで、各種所得控除前の金額です。

## 人権意識の向上を願って

## 身近な現実と意識調査

先日のテレビで、中国の奥地で人身売買が行われているというショッキングなニュースを見ました。青少年を土砂砕石などの労働に従事させ、逃げ出さないように監禁しているということです。

今の日本では考えられないことが現実起こっているのです。

人権侵害もはなはだしく、子どもの権利条約にも違反した行為です。

世界を見渡せば、飢餓や貧困で食うに食われぬ人がたくさんいます。大人のエゴで紛争に巻き込まれ難民となった、やせ衰えた子どもの顔を見るにつけ胸が痛みます。

これに比べ、日本の子どもたちはどうか。周知のごとく日本の子どもは物質的に恵まれています。精神的にはいろいろと問題を抱えています。いじめや児童虐待のニュースは後を絶たず、ストレスを抱える子どもたちは増大しています。子どもを取り巻く環境は決していいと言えません。この子どもたちを守るためには、すべての人の人権意識の向上が不可欠です。

身近なところで、倉吉市民の人権意識はどうでしょうか。平成19年度の市民意識調査によれば、今までに自身が人権侵害を受けたと感じている人が3割強あるという結果でした。職場や学校内が一番多く42.7%、続いて自分が住んでいる地域が30.4%、家庭内12.3%と続いています。

「人権尊重都市宣言」をしている倉吉市ですが、まだまだ充分ではないと言えます。

倉吉市では、人権啓発の場として「人権のために学ぶ同和教育講座」を実施しています。

毎回、いろいろな分野の内容で県内外から講師を招いて講演していただき、人権学習の場を提供しています。今年度実施した講座の中での感想を紹介します。

くらよし男女共同  
参画推進スタッフ  
を募集します

スタッフは男女共同参画について学んだり、地域職場などへ出向き、市民の皆さんへの学習活動を行います。力を合わせて楽しく活動できる方法をみんなで考えます。ぜひ、ご応募ください。

募集人数：5人

応募方法：住所、名前、電話番号を連絡してください。

応募期限：3月31日(月)

※応募・問合せ先：人権政策課 (TEL 22-4891 / FAX 22-4901)

## 受講者からの声

## 第5回講座「ダルクからのメッセージ」から

まず最初に講師の方とお会いしたとき、なんとなく怖そうな人だと感じました。しかし、話してみると自分の抱いていたイメージとは違い、とても笑顔の素敵な青年で、私の中にも差別的な固定観念があったと感じた瞬間でした。

講演では、ダルクのスタッフが自分の体験や経験をお話されました。

『薬物依存症』は一人では治せない「病気」である、好奇心や興味本位、あるいは不安なとき「一度だけなら」という甘えから始まり、一度薬物を使用するとなかなか抜け出せない。治療には大変な努力と忍耐、そして一番大切なことは一緒に止める仲間が必要。時には、薬物に誘惑されそうなときもあるけれど、ダルクに入所したことで、何が大切なのか「薬物を使わず生きること」「自分で自分を変えたい」そして、薬物を止めるだけでなく、対人関係やトータルな健康回復も取り戻すことが大切だ』と聞きました。

日本全国に37のダルク(民間薬物依存リハビリ施設)があり、鳥取県には、現在17人の若者が回復のため入所しているそうです。

今日、このように薬物の乱用が社会問題となっていますが、このことを考えると、私たちにできることがあるのではないのでしょうか。例えば、地域全体で子どもや若者のたちにもっと注意を払い、そんな状況にならないようみんなで対応するか、また、「薬物依存症」という「病気」になってしまった若者たちが、自信をもって復帰し、参画できる社会にしておかなければいけないなど、つくづく感じます。

私自身、よい学習の場になりました。ありがとうございました。

来年度はどんな計画をされているのか楽しみです。